

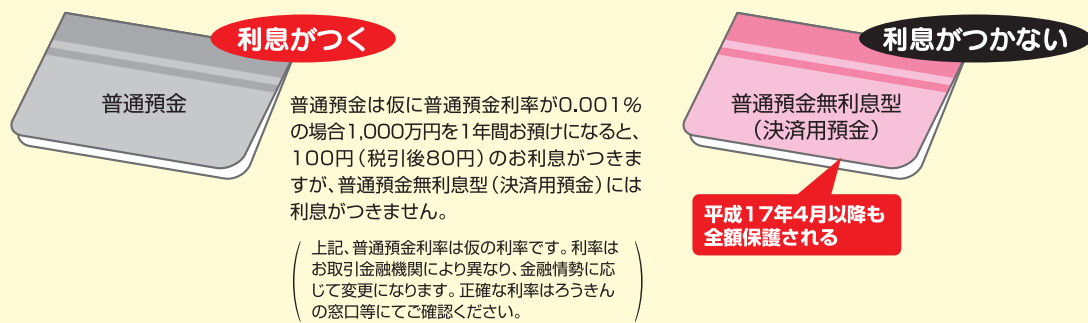
Q2

平成17年4月以降も全額保護されるという普通預金無利息型(決済用預金)はどんな預金なのですか？



平成17年4月以降も全額保護される決済用預金とは次の3つの要件を満たしたものをいいます。①「利息がつかない」(無利息) ②「いつでも引き出せる」(要求払い) ③「決済に使える」(決済サービスの提供)

この、3つの要件を満たすものとしては、**普通預金無利息型(決済用預金)等**があります。普通預金と普通預金無利息型(決済用預金)の主な違いは、普通預金は利息がつきますが**普通預金無利息型(決済用預金)は利息がつかないという点です。**



Q3

平成17年4月以降、同じ金融機関に普通預金無利息型(決済用預金)600万円、普通預金700万円、定期預金700万円がある場合、保護される範囲を教えてください。



保護される範囲を図で示しますと、下記のとおりになります。

